



Title	パピ「植民問題：其の經濟的分析」
Author(s)	矢島, 武
Description	紹介
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 10, 207-244
Issue Date	1942-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10716
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_p207-244.pdf



紹介

パピ「植民問題」

—其の經濟的分析—

矢 島 武

は し が き

本稿は Giuseppe Ugo Papi : The Colonial Problem London 1938 の全譯である。樞軸國伊太利の最近の植民理論の注目すべきものとして參考迄にこゝに譯出した次第である。

目 次

第一章 植民的發展の諸相

第二章 植民經濟問題の理論的考察

第三章 母國植民地間の關稅政策原理概説

第一章 植民的發展の諸相

一 商業植民地と農業植民地

植 民 問 題

歐洲諸國の植民的發展は主として其の經濟的事情によるものである。母國と植民地との關係は植民的發展の様相を異にするによつて異なるものである。

上記の點に對する確證は各國の經濟學者の著作の中に窺ふことが出来る。その主なるものを擧ぐれば次の如くである。即ち英國では、ウェークフキールド Wakefield, トレンス Torrens, ヘル・シー・エー・ノールス及びシー・エム・ノールス L. C. A. Knowles, C. M. Knowles¹⁾、獨逸ではロツシヤー Roscher²⁾、及びチンマーマン Zimmermann³⁾、佛蘭西ではルロアボリエー Leroy-Beaulieu 及びヂロー Girault⁴⁾、伊太利ではフ

アノー Fanno 及びペローネ Barone である⁽⁴⁾

- (1) Wakefield, England and America, London, 1833. Vol. 1.
 Torrens, Colonization of South Africa, London, 1825.
 Merivale, Lectures on Colonization and Colonies, London, 1861.
 L. C. A and C. M. Knowles, The Economic Development of the British Overseas Empire, London, 1922-30 3vols.
 T. E. G. Gregory, Tariffs, London, 1921.
 J. Donaldson, International Economic Relations, New York, 1928.
 C. D. Allin, Federal Aspect of Preferential Trade in the British Empire, in American Political Review, 1918.
 Ireland Alleyne, Tropical Colonisation, New York, 1899.
 A. L. Beer, The Origins of the British Colonial System, 1578-1600.
 " The Old Colonial System 1660-1794, New York, 1912.
 " British Colonial Policy 1754-1765, New York, 1907.
- (2) Roscher, Kolonien, Kolonialpolitik und Auswanderung, Leipzig, 1885.

- A. Zimmermann, Kolonialpolitik, Leipzig, 1905.
 (3) Loroy-Beaulieu, De la colonisation chez les peuples modernes, Paris, 1908, sixième ed.
 A. Girault, Principes de colonisation et de législation coloniale, Paris, 1927. cinquième ed.
 (4) M. Fauns, L'espansione commerciale e coloniale degli Stati moderni, Turin Bocca 1906.
 E. Barone, Economia Coloniale, Rome, Tipolitografia Umberto Sabbadini, 1911. Italian literature on colonial problems, in the studies of:
 G. Mondaini, Manuale di storia e legislazione del Regno d'Italia, Rome 1921-7.
 Riccardo Bachi, Politica doganale fra Madrepatria e colonie (a Report presented to the Reale Accademia dei Lincei at the meeting held on February 1937)
 J. Mazzei, La Valutazione della utilità delle Colonie (Rivista Italiana di Scienze Economiche, 1937.)

植民的發展の最初の形態は所謂商業植民地の形成であつて、商人に據點を提供するものであつた。然しやがて商人によつて其れは避けられ早かれ農業植民地に變化した。この時期に於ける植民は、ポルトガル・西班牙・和蘭・英吉利等の富裕國が資本を多くもちながら自國に於ては農業界——當時歐洲は尙ほ人口密度は低

かつた——にも又工業界——各國は自國の消費に必要
なだけしか生産しなかつた——にも投資して利益を收
めることが出来なかつたと云ふ事實に主として基くも
のである。従つて投資は他の方面、とりわけ本國では
生産することが出来ず、假に出来ても非常に費用を要
し、而も植民地には極めて豊富に存在する様な熱帯生
産物にむけられた。斯くの如き生産物は、之れを廣く
耕作し工業品と交換するならば、相當の収益を收める
ことが出来、當時の運送状態が不規則にして危険を伴
ふものであつても尙運送賃を償つてあまりあるもので
あつた。

植民地産物の消費が歐洲でも植民地でもますます一
般化し大規模生産も可能になるにつれて、歐洲の商業
諸國はもとの領土に隣る地域も占領するに至つた。か
くて、資本と——今や非常に擴大した——領土と——
極めて不足な——労働との釣合を人工的に保つ爲めに
土着民を奴隷化するに至つた。而して之れでも尙ほ勞
働が不足の場合には、可及的最低費用で労働者（主に
支那人又は印度人）を移入した。斯くの如くにして、
熱帯産物の耕作は廣大な領域に亘つて組織化され、ま
す／＼増加して行く植民地貿易の需要に應ずることゝ

なつた。かくて植民的發展の第一段階は完成したので
ある。而して其の特質は母國では極めて低い利潤しか
收め得ない資本を總て輸出すると云ふことであつた。

二 植民地貿易の獨占と「植民制度」

植民的發展の第一段階を支配した法則は、主として
重商主義制度に基くものである。母國は其の植民地に
貴金屬の形で莫大な富を發見することを望んだのであ
る。西班牙はメキシコ及び秘露の土地を血眼で掘りか
へした。其の努力は成功したので他の諸國も同じ獲物
を得んとする希望に燃えたのである。けれども其の希望
は多かれ少なかれ夢であつた。然し尙ほ彼等は己れの
排他的な利益を求めて被征服國の搾取を續けたのであ
る。

一方、大君主國の發生に伴つて發達した國民主義
Nationalism の影響を受け、他方、重商主義の誤解（例
へば、一國の富は他國を犠牲にして始めて増加し得る
とか、又は金錢上の差引超過、一國の眞の富を作る爲
めには、輸出額が輸入額に超過しなければならぬとか
云ふ考）に動かされ、母國は農業植民地を貿易のバラ
ンスを平均する爲めの便利な手段と考へるに至つた。
實際、植民地から夥しい原料其他の産物が母國に流入

し、他國からの輸入を非常に減少せしむるに至つたのである。同時に植民地は着々母國の工業品のよい市場となり、母國の輸出量を増加せしめた。

更に、少數の大資本家は「特許」を得た。即ち、母國に植民地産物を輸入し、植民地に母國産物を輸出する獨占權を得たのである。かくて、植民地經濟は母國經濟に單に補完的であるばかりではなく、母國と極めて密接不離な關係を生じ、之れに極めて大きな利潤獲得の機會を提供し、母國から多くの資本を誘引した。即ち、假令母國から大量の勞働者が流入しなかつたとしても、植民地發達の第一段階は極めて資本主義的である。

植民制度、それは貿易獨占の組織であるが、次の様な點で植民地を束縛して居る。即ち

- (a) 植民地から他國への輸出に重税を課し、母國にのみ、其の産物を輸出せしめる、
- (b) 他國からの輸入に重税を課し、母國の産物のみを輸入せしめる。
- (c) 原料加工の工業を植民地に興すことを嚴重に禁止する。

他方、外國産の産物に重税を課すや否や、母國は自

國の植民地のみから植民地産物を輸入せざるを得なくなつた。而して、斯くの如く互に貿易を制限した結果は母國も植民地も其の産物の輸送には専ら國家的な運送手段を用ひざるを得なくなつた。

三 舊植民制度の經濟的不利益

然し、多年の經驗の結果、植民地の爲めに母國が拂つたと稱する犠牲の代償として、熱帶産物を専ら母國に輸出することは、植民地の利益を毀損することが分つた。この制度は植民地の生産を不必要に狭範圍に、即ち母國の必要品の生産のみ止らしむるのみならず、生産物の改良、生産の發展に對する積極性を失はしめ、結局、植民地は、其の産物を無條件に自由に他市場に販賣し得る場合に比べて、母國の産物を吸収する能力が遙に少さくなるのである。

又同じく植民地は高價格で工業品を購入せざるを得ない。蓋し、工業品の販賣は母國に限られ、植民地は母國の工業と競争してはならぬと云ふことを公然の理由として、植民地内に工業を興すことを禁止されて居たからである。以上の制限は又植民地が専ら母國が生産して居る商品を吸収する能力をも減退せしめ、場合によつては、其の無能力を苦痛としていたく憤懣を抱

くに至り、アメリカの様に、全然母國より分離してふこともあるのである。同時に、母國の工業も、植民地工業の樹立を禁止せるにも拘らず、植民地からさしたる利益を得ないのである。斯くの如き禁止を、それが大規模にせよ小規模にせよ勃興すべき企業の上に加へると云ふことは、均しく賢明の策ではない。機械、化學製品、若し織物工業の如き大規模企業の場合には、禁止は無益である。何となれば、人口も少く、貿易も僅かな熱帯地方に大工場を設立する理由がないからである。

(1) 南國に就ては L. C. A. and G. M. Knowles: The Economic Development of the British Overseas Empire, Vol. P. 201 et seq., London, Routledge, 1936 の興味ある論文参照。

小企業の禁止を目的とする場合にも、明かに禁止は賢明の策ではない。蓋し、植民地から母國の工場に原料を輸送することは生産費延いては完成財の價格を不必要に高めることとなり、其の産物の消費を減退せしめ、結局社會一般の不利となるからである。

母國が熱帯産物を其の植民地のみから輸入する様にすることも矢張、母國にも植民地にも有害であると見

ねばならぬ。母國の消費者は、一般的な消費物の爲めに高價を支拂はざるを得ず、植民地も、其の注意を専ら母國で最も需要されて居る産物に向けざるを得なくなつて、一定の作物を集約的に耕作して地力を減耗し植民地内の人口維持の爲めに不可欠な産物の生産を忽略にするからである。

重商主義的貿易保護政策はクロンウエルの航海條令で其の極點に達したのであるが——而して一部の人は之れを英吉利繁榮の根本的原因と見て居るが——かかる政策は決して本當の利益を招徠しなかつたのである。即ち運送費が不可避に騰貴し、爲めに植民地産物に對する需要を減退せしめ、結局植民地も大規模な生産を興すことが出来なかつた。船舶所有者が得た金銭上の利益も、消費量が激減し一般的に損失を生じた爲めに急速に消滅したのである。加之、政治的分野に於てさへ、制限的法令は成功しなかつたのである。かゝる事實を調査する爲めに作られた議會の委員會は、英吉利の繁榮の眞の原因は、數次の戦争の結果、和蘭が没落した爲めであると云ふ結論に達した。即ち英國は低輸送費で海運の進歩をかち得て居たこの競争者との競争を免れたのである。

之れを要するに、經驗の結果に鑑みて、舊植民制度は次第に崩壊して行つた。

四 保護政策下に於ける歐洲諸國の

産業改革と自由貿易への展開

植民的發展の第二段階の端初は、從來性質上主として農業的であつた歐洲諸國が工業的に變化した事實と關聯して居る。この轉化は若干考察を要する大事件である。

何故に斯くの如き變化が生じたか。それは時に相對立して現はれる二つの因子によつて決定されたのである。第一の、即ち外的因子——從來開拓されて居らなかつた新領土の開發であるが——は農産物の供給を増加せしめ、之れに伴ひ國際市場では農産物價格が下落し、爲めに既に農業が發展して居た諸國では農業生産は多かれ少なかれ生産費を償はぬ様になつたことである。

第二の、即ち内的因子——人口の増加——は各國をして農業生産の増加を必要ならしめた。然し、成る程人口増加に伴ひ生産力は増加し資本の獲得も増加したのであるが、報酬漸減の法則——特に農業に於て顯著である——は間もなく食料品生産費の騰貴を招徠した。

斯くの如く二つの障害、即ち國際市場に於ける農産物價格の下落及び生産費の騰貴とによつて、舊開國は工業品と交換で農産物を輸出する事が出来なくなつた。

従つて、各國は國內消費に必要な供給量だけに食料品生産を制限した。加之、この生産は不利益な状態の下に行はれたが爲めに、各國は關稅障壁を設けて低價格で外國産物が侵入して來ることを防がざるを得なかつた。

他方、生産費昂騰のため自國の農産物を工業品との交換に供することが出来ぬ爲め、各國は國內消費の工業品を製造せざるを得なくなり、外國の工業品が輸入されるのを防止する爲め——少くも工業發達の初期に於て——關稅障壁をめぐらざるを得なかつたのである。この場合にも亦、舊植民制度の不合理な原則は兎も角として、どの道保護政策への方向へと移行せざるを得なかつたことが分るのである。

然し歐洲諸國がその變轉を完全に行ひ、加之、工業品の生産費を漸減せしむるに至るや否や、事情は反對となつた。即ち一たん工業の分野が確立するや、工業品は國內市場に氾濫し、従つて外國貿易が再び生ずるに至つた。然し今度は勿論農産物の輸出ではない。變

轉以降は、工業品は非常に低廉に製造されたから、之れを輸出して海外から農産物の供給を確保することが出来た。工業品の生産費は他商品のそれと比べて極めて廉くなり、他國から競争を受ける恐れがなくなつた時、かゝる事情の下にあつた國は、他國に先立つて、從來輸入工業品に止むを得ず課して居た關稅を全廢したのである。以上の事實の教へる有益にして且、屢々思ひ當ることの多い教訓は、自由貿易乃至保護政策への變化は一定の政策を先驗的に墨守する爲めに先ずるのではなく、之れとは多かれ少なかれ遊離して居るのであると云ふことである。正しい觀察を下せば、自由貿易と云ひ保護貿易と云ひ、各國の必要の然らしめたことが分るのであつて、この點は慎重に研究を要する點である。

五 植民的發展の第二段階

植民的發展の第二段階は第一段階と同じく、明確に資本主義的である。この發展は二三の歐洲諸國の經濟的活動の微標たる農業から工業への變化に照應するものである。

各國共、關稅が課せられた爲め、有利に商業を営む道も低廉に原料の供給を受ける道も閉ざされて行つた。

其の結果、母國の人口過剩問題に顧慮したわけではないが、母國から植民地へ資本を移す動きが生じたのである。今度は、熱帶諸國、即ち母國で手に入れることが困難な産物に注意が向けられたばかりではなく、母國に農産物を供給する爲めに尙ほ開墾の餘地のある無住の或は人口の乏しい大地積を有する地域へと注意は向けられた。従つて其處に分業組織が生じ、之れは母國にも植民地にも利益をもたらした。植民地は資本及び時には母國でよい働口のない労働者の供給を受け、一方母國は一層わりのよい輸出向工業品の製造に自由に専心することゝなつた。

分業は植民的發展に特別のものではない。寧ろ分業は植民的發展の結果であり、同時に之れを持続せしむる一條件なのである。即ち、分業は諸外國と母國との間に必然的に生ずる廣範圍な分立の一態様であり、植民地は之れを持続せしむるものである。この事はある理論の證明に當つて極めて重要な事項である。

分業は母國に對し次のことを豫想する、即ち如何なる商品を母國で生産し如何なる商品を植民地で生産するかを決定する前に、各種商品間の生産の具體的可能性の比較、換言せば、それらの生産費の比較を必要

ならしめる。然し外國と植民地とは次の様な差異がある。即ち、植民地の場合には、母國で得ることの出來ぬ熱帶産物のみを生産するに對し外國との間では遙々廣範な分野に亘つて比較を試みねばならぬことである。とまれ、かゝる比較から分業が生ずると云ふことは、植民經濟——及び其の特徴たる生産要素の移動性——は比較的生産費説を全然否定するものであるとする説を完全に論駁する。同時にそれは、初期の植民的發展段階から顯著である植民地生産活動の補完的性質を確證するものである。

理論的には、この「補充性」は、一國が缺乏してゐる生産要素の種類並其國の工業品が其國から他方へ移動する難易に應じて容易ともなり困難ともなる。然し、實際上この「補充性」を極度迄運用し得るかどうかは、植民的發展の様相に關係するのである。而して植民的發展そのものは母國の状態を反影して居る。即ち、母國の産業的變革の結果課税が廢止された場合、この政策は植民地に迄及ぼされ、植民地の企業に加へられた課税、輸出禁止及び國家的輸送手段の強制的使用は廢止された。又奴隸制度迄廢止された、何となれば今や——人道主義を有力な理由とする外に——奴隸勞働の

生産は重要でないからである。

間もなく自由は經濟的分野から政治的分野に及んだ。南米の西班牙の領地は獨立共和國となつた。英帝國到る處、植民地に對し「經濟的獨立」が確認された。かくてこの風潮は一人七五年迄總ての近代的植民地を風靡したのである。

六 保護主義への復歸、其の結果と

しての植民的發展の第三段階

自由貿易の實際の期間はごく短期に過ぎなかつた。

産業變革の先鞭をつけた國の優勢も間もなく、他國、就中合衆國及び獨乙の産業的發展によつて脅かされるに至つた。工業品生産費と食料品生産費との間の乖離は非常に小となり、爲めに、今や他諸國が低價格で販賣する様になつて工業品を輸出して食料品を得ることが出來なくなつた。従つて最初に工業化した國は再び發展段階を逆行し、高關稅障壁の蔭にかくれて自國內で食料品を生産せざるを得なくなつた。而して高關稅こそは難境に當つて生産を遂行するに必要なものであつたのである。同時にかゝる國は、工業的に發展した諸外國との競争でいためつけられ、而も自國の工場では充分に供給し得ない様な工業品の輸入に高關稅を課

した。保護主義への復歸は間もなく狂氣の如く保護手段を工夫する起因となつた。而して結局——奇怪な誤解の爲めに——先進諸國の經濟戰は貿易障壁を武器として行はれたのである。之れを要するにかゝる保護主義への急速な復歸の結果が、植民的發展の第三段階である。即ち之れは最近、收入の乏しく且人口の多い諸國に見るところである。

第二章 植民經濟問題の理論的

考察

一 國際貿易に關する通説の出發點

今日に至る迄、植民經濟問題の理論的研究は、この問題を取扱つた二三の學者の著作を窺ふに、殆ど全部と云つてよい位比較的生産費説、即ち國際貿易に關する傳統的學説に基いて之れを解いて居る。

この學説が鋭い批判を受けたことは周知の事實である。従つて、この學説が尙ほ植民地に關する經濟的研究の支點たり得る爲めには、この學説に向けられた攻撃に如何にして耐へ得るかを確證する必要がある。換言すれば、比較的生産費説が之らの攻撃に屈服したものであるか、或は生きて居るのであるかを知る必要が

ある。而して又生きて居るのであれば、原形のままであるか若はある修正の下にあるかを知る必要がある。然し——植民經濟問題が比較的生産費説に依存すべきことが認められても——何れにせよ、かゝる一般的方式が、最近の經濟學説の發展に鑑み、國際貿易——従つて又母國植民地間の貿易の——全般に亘つて果して妥當するものであるかどうか、或は具體的問題の解決、例へば母國の植民地に對する關稅政策又は財政政策の問題を解くには更に事態を深く研究することが必要ではないかと云ふ問題が残る。

従つてかゝる問題を研究するに先立つて、我々は一聯の研究を行はねばならぬ。それは一見純理論的に見えるけれども、具體的問題を正確に取扱ふに是非行はねばならぬ手順である。

國際貿易に關する傳統的理論の最初の出發點はアダム・スミスが創始し、リカードが深めた勞働價值の概念である。

(1) アダム・スミスによれば「財は一定勞働量の價值を有し我々は、同時に同量の勞働の價值を含むと看做される他財と交換するものである。」Wealth of Nations, Vol. 1,

Book I, Chap. VI, PP. 32, 33

之等の學者によれば、勞働は「價値の基礎」である。

(或は「原因」若は「尺度」とも云はれて居るが、之等は決して同義語ではない。即ち、財は之れを生産するに要した勞働量で定められた價格で交換されるのである。従つて同一價格で賣られた財は必然的に同一量の勞働を表はす筈である、實際上、若し財の價格が其の生産に要した勞働費用よりも小なれば、勞働と云ふ因子は引上げられて、一層有利な生産部門に向けられるであらう。而して、若し價格が高ければ、供給過剰となつて財の價格は引き下げられ、其の部門から勞働の因子は引き上げられるであらう。

この理論は明かに次の諸項を前提として居る。即ち(a)勞働の等質性、(b)完全な自由競争制度、(c)各國內だけの勞働因子の移動、之れである。然し、之れは事態をあまりに單純化して居るが爲めに、今日では商品のもつ勞働費用では其のものゝ價格を決定することは殆ど不可能である。

國際貿易に關する傳統學說のもう一つの前提は、一國の生産要素——就中、勞働——は一定範圍内に止り不可動であると信ずる點である。従つて、各國の生産要素間に自由競争が行はれぬ限り、商品生産に必要な

勞働量と生産品の品質とは各國とも必ずしも同じではない。若し、必要勞働が生産品の品質によつて異り、且各國とも生産要素が不可動であるならば、生産費——この場合勞働のみを考へて——は各國間に商品の價格を定める爲めの比較の充分な根據とはなり得ない。然し實際上、一國內では比較が可能であると云はれて居る。何となれば、若し一地方である商品の價格が他地方に比べて高いならば、生産要素は其の地方に集中し、其の結果其の地方の生産は増加し生産費と價格とは一致する様になる。然るに各國間の貿易では、生産要素に移動性がないから、生産費の如き比較の爲めの共通の標準がない。従つて外國貿易は其の説明を他に求める必要がある。

事實、熱帯と溫帶諸國間の大部分の貿易は生産費が全く異なることに基いて居る様に見える。換言すれば、一國が他國に對し、ある特殊商品、例へば小麥若は生絲の生産につき絶對的優越性をもつ爲めである様に見える。若し、二國間でA國はB國よりも相當低い費用——Bの費用二〇に對し一〇——で小麥を生産し、BはAより可成廉い費用——Aの費用二〇に對し一〇——で生絲を生産するならば、Aは小麥の生産に全力を

あげ、Bは生絲の生産に力を集中するであらう。斯くの如くにして兩國とも利益を収めるのである。何となれば、低費用で出来る其の國の生産物と交換に、自國で生産するよりも安い價格で他商品を手に入れることが出来るからである。

リカードは、例へば彼の外國貿易論 *Treatise on International Trade* (p.p. 130—8) の二〇の商品について何れにしても他國より生産能率の高い——即ち、兩商品の生産費が絶對的に他國より安い——國の謂はゞ逆説的な場合を、かの有名な葡萄酒と布との例を引いて論じて居る。この場合には、一國がある特殊商品の生産に傾き、之れを以て他國と交易することはさまざま有利ではない。然し、若しA國(例へば葡萄牙)が布を生産するより葡萄酒を生産してうる利益が、B國(例へば英國)が葡萄酒を生産するより布を生産して得る利益より少いならば——即ちそれ〴〵兩國で比較して見た二商品の生産費の差がBの方が大ならば——Aは葡萄酒を生産し、Bから布を輸入するであらう。何となればBの葡萄酒の生産費は比較的には高くつくからである。斯くの如く二商品の直接生産に關しては、各國共二商品の生産に特殊化しようとする。かくて生産

費を低からしめんとするのである。

二 比較的生産費説に對する

主なる批判

この學説に對する批判は無數にある。然し批判の主要部分は次のことを論點とするものである。即ち、

(1) 交通機關が非常に急速に増加しつゝある今日、生産要素の不可動性を云爲することは許されなす。

(2) 國內取引と外國貿易との間には性質的差異は存在しない。従つて之等に對し異なる説明法を採用することは不必要である。

(3) 二國間の具體的な貿易は生産費の相對的差異によつて決定されるものでなく、各國間に於ける同一商品の價格の絶對的相異によつて定まるものである。

(1) A. A. Cournot, *Recherches sur les principes mathématiques de la théorie des richesses*, Paris, 1838—Principes de la théorie des richesses, Paris, 1863—Revue sommaire des doctrines économiques, Paris, 1877

クルノーは二商品の交換は各國に於ける原價の平均價格によつて決せられると云ふ理論を展開し(Principes, pp. 338—40) 英吉利の學説とは別個に組織的な理論を出した最初の人である。

マズグレン A. Musgrave, *Studies in Political Econo-*

my, London, 1875. は比較的價格説とは異なる意味の比較的生産費説は各國間の貿易を何等説明するものではないと云ふて居る (pp. 140, 141.) 加之、彼はこの傳統説に對し後世の批判がその攻撃を集中して居る弱點をも指摘して居る。

加之、生産費——就中、勞働で云ひ、現は、された生産費——が價格形成に及ぼす影響はごく僅かである。²⁾ 抑價格は、國際市場に於ける需要供給の總ての狀態によつて決するのである。³⁾

(2) 供給獨占の場合を除く。

(3) マンテ Pareto (Cours d'économie publique, Lausanne, 1896-7, Vol. 11 pp. 208-15) は「犧牲」若は「オッフエリミテ」は各個人につき「無差別線」が極大に達した時におき、そのみ價格に比例すると説明して居る。然し「無差別線」が極大でなく、商品が代替的利用に供せられ得る時は、心理的價值と貨幣的價值との照應は少い。

勞働價值説——之れによれば各商品の價格はそれが代表する勞働によつて定まる——は、一應二商品の生産費で云ひ表した一國の單なる相對的利益を問題にするが結局一層有利な狀態の下に生産される商品は價格が廉いと云ふことで絶對的利益を表現するものであると云ふ意見も成程成立つのである。若しAが小麥生産

に好適な地位を占めて居るならば、之れを利してAは廉價で小麥を得ることが出来るばかりでなく、廣く輸出を行つて巨利を收め得ると考へられる。然し、Aが假令比較的巨利を收めようと、この場合Aより一層有利な狀態の下で商品を生産し、Aが貿易を行ふことが出来ぬ様な廉い價格で商品が賣ることが出来る國が別であり得る。かゝる場合にはAに於けるこの比較的有利な生産費はA國の輸出を増加せしめないものである。而して又、生産上の特殊化が一國をして大規模の生産を可能ならしむるとは限らぬのである。⁴⁾

(1) エッジワース F. Y. Edgeworth の論文、就中

Theory of International Values, Economic Journal 18

94, Papers Relating to Political Economy, London 19

95 によれば、自己の利益のみを追求する私人の行ふ貿易は、結局一國にとつて利益よりも損失に歸する場合が多い。而して又財の交易は二國の比較的生産費が等しい時にのみ行はれる。

其他 Pareto, Manuel d'économie politique, Paris, 1909, pp. 506-7, F. D. Graham, Some Aspects of Protection further considered, Quarterly Journal of Economics, 1923. pp. 199-211 同 The Theory of International Values Re-examined 参照。

(4) 比較的生産費説を補充する目的でミルが作った、二生産物間の貿易の決定要素として「効用」を認める交互需要方程式も亦、一商品のもつ一定價格を他の商品で表現することに成功して居ない。生産費關係の埒内では、各國にとつて一聯の不定價格があり得るわけである。而して正確な具體的價格は二國間のそれ／＼の需要彈性によるものであつて、之れに關しては豫め決定することは困難である。

(5) 加之、ミルの修正は物々交換制度バーターシステムの存在を前提とするものであるが、かゝることは今日現實の經濟とはかけ離れたものである。ある生産物が他生産物と直接に交換されると云ふことは決して起らない。各生産物の貿易は貨幣的基礎に於て行はれ、各國の國際貿易は世界の輸出入流となり、其の間單獨の賣買は目に止らなす。

(1) B. Nogaro, *Le rôle de la monnaie dans le commerce international*, Paris, 1904

而して又、傳統の見解に従つて——つまり金移動の機構と其の結果たる價格の變化によつて——貨幣を廣範な貿易に對する單一の媒介物と考へ、之れによつて容易に調正することが出來ると考へても、調正の可能

性は甚だ怪しいものである。所謂「不可視」的取引があるから二國間の財貨及び勞務の交換「方程式」の信憑性は弱められ、結局將來の——少くも一部は將來の——財貨及び勞務に對してではなく現在の財貨・勞務の交換に關し漸く若干の説明を與へ得るに過ぎない。かく考へ來るとミルの方程式の意義は全く失はれて了ふ。

(1) この點に關しては Pareto, *Cours*, Vol. II P. 216 參照。

(6) 最後に、假りに二國間に財貨及び勞働の物々交換制度があると認めても、二國間の三以上の商品の交換の問題、若は三國以上の間の二商品の交換の問題になつて來ると、比較的生産費説は財貨交換に對し何等の指標を與へることが出來なす。

(1) *Giustavo Del Vecchio*, *La teoria dei costi comparati, in the Giornale degli Economisti*, January 1932, pp. 1-2. *Barret Whale*, *International Trade*, London, 1934, pp. 110-12. *Chlin Berril*, *International and International Trade*, London, 1934

従つて——批判者にとつては——上記の原理に基いては、國際貿易の方向についても其具體的な條件に對しても何等の先驗的説明を與へ得なすことになる。

(1) J. W. Angell, *The Theory of International Trade*,

Paris, pp. 372-3, 416-19 et seq.; 本書の歴史的的部分も理論的部分も共に優れたものである。

而して又、若し我々が——現實には専門的生産及び貿易流によつて支配される——財貨の價格から、各國が兩商品の生産に當つて背負はねばならぬ費用の比較に迄觀點を移すならば、この比較は實は生産費を比較して居ることになるのである、尤もこゝに云ふ生産費は何等先驗的に定まるものではなく具體的に生じ且生ぜざるを得なかつた各種の費用要素であつて之れは初期の學者が費用關係に與へた意味、即ち先驗的に分業に方向を與へ、従つて又各國間に生産財の交換を生ずるものゝ意味とは全く異なるものではあるが。

三 二三批判の正當性

二三の批判の仕方は正當である。

事實、現在の多くの状態に鑑みるに、國家存立のある期間に於ては生産要素の不可動性を減少せしめず寧ろ之れに拍車をかけて居る傾向がある。之等の状態の主なるものを擧ぐれば次の如くである。即ち諸國民間の政治的關係、一國內に於ける技術の進歩並文化の擴散、國家防衛の必要、特殊目的の爲めの經濟統制等である。而してこの外に通常見られる障害——關稅・輸

送費・通貨並貨幣政策の雜多性——もあげねばならぬ。

生産要素の實際上の不可動性に關する意見はどうあらうと、リカードの比較的生産費説は之れを充分に適用する爲めには一定の假設條件を必要とするものなることは確言し得るところである。即ち、生産要素が不可動なること、各國は生産技術に關し「停滞的」なること、完成財の輸出に障害の存せざること、貿易當事國間に共通の通貨の存すること、最後に、二市場に於けるそれ／＼の價格機構によつて貿易は自動的にバランスを得ることなどが前提されて居る。

一國の國內商業と國際貿易は經濟論の關する限り同一であることは否定し得ない。既述の如く總ゆる貿易の必要條件は（交易の爲めに財を生産し得ぬ場合には）終局的に其の生産物を交易せんとする各當事國の限界費用間の相異か、若し（生産の可能なる場合には）限界費用間の相異である。若し、貿易が政治的な國境を越えて行はれる場合には、一國がある一商品の生産に關し絶對的優越性をもち他國が——假令其國が二商品の生産には絶對的に優越して居ても——其の一商品だけを生産する場合には劣つて居る時にも、この貿易

の必要條件は充されるのである。

加之、國際貿易は各當事國の勞働で表現された費用の相異に基いて行はれるものではなく、生産物價格の絶對的相異に基くことは確である。更に又、貨幣經濟に於ては輸入財は輸出財と容易に交換されるものではない。

然し、上述のことが正しいとしても尙ほ貨幣經濟で貿易を行ふ者の活動を調べて見ると次の様な事が分るのである。即ち

(a) 生産すべき商品の選擇が任意である限り、換言すればこの選擇が一國が支拂として輸出し得る各商品を豫め比較した結果である限り、比較的生産費説は——之れのもつ總ゆる前提を排除しても尙ほ——正しい。

(b) 比較的生産費説に加へられた批判が理由なきことを證明する爲めには、ごく僅の修正を施せばよい。と云ふことである。

四 比較的生産費説の修正

貿易の目的はそれが國內市場の場合にせよ若は外國市場で行はれる場合にせよ、之れに従事する者の収入を増加することにある。而して其の収入は效用若は貨

幣で表現される。

貿易に當つて財を求める者は消費者である。消費者は一定量の財に對し支拂はんとする金額の最高額(財の限界效用と提供せんとする貨幣額の限界效用との比率)が財の市場價格に一致する迄現金を提供する。商品を生産し之れを販賣に供する者は「生産者」である。

生産者は財の價格——一定量の財に對し入受せんとする最高貨幣額(限界非效用即ち費用と商品と交換に得る貨幣の限界效用との比率)が財の市場價格と一致する迄商品を提供する。而してこの價格、即ち取引の各當事者がそれ〴〵交換する財の限界效用(非效用)と貨幣の效用との間の比率は——其の財のそれ〴〵の需要供給に影響を與へる總ての客觀的、既存の貿易要素を考へに入れて——結局取引の各當事者の行爲によつて決定される。即ち各商品の需要供給の根柢に横るは勢力によつて定まる。

従つて消費者又は生産者として市場に入る者は皆、其の取引に當つて考慮すべき二つの方向があることを知る。即ち消費者にとつては、自ら決定すべき需要價格と市場價格、生産者にとつては自ら決定すべき供給價格と市場價格之れである。

収入を商品の形で支出すると云ふことは——この際個人的貯蓄は考慮に入れない。之れを考へに入れると問題はかへつてはつきりしなくなる。——この収入が既に生産されたものなることを前提とする。然し、この場合、限られた手段しかもたぬ人が収入を得るには、財とか勞務とかを生産するに利用し得る色々の具體的な可能性を比較する必要がある。この比較とは結局、——彼が爲す總ての活動を通じて——生産行程の非效用と與へられた時間内に與へられた場所で生産した財若は勞務の價格として彼が得ることを希望する貨幣の效用とを比較考慮することである。かゝる比較の結果として、彼は——利用すべき生産手段及び國內又は國際市場價格が與へられた場合——最低の提供價格を要求する様な財若は勞務の生産に従事するであらう。その際、提供價格は勞働價格の外に、in addition to the price of the work 生産活動の費用の他の要素も含む。従つて、提供價格は與へられた生産活動の費用を貨幣で表現する現實的な仕方である。

日常生活に於て、人は、費用を毎日の勞働に還元して比較する(リカード學説)のではなく寧ろ、彼の爲し得る色々の活動に對して要求しなければならぬ提供價

格をそれ／＼比較するものなることを考へれば、商品の提供價格——その商品の生産を選んだ人が要求する費用を貨幣で表現したもの——から國際市場に於ける其の商品の價格、即ち消費に於ても生産に於ても個人の經濟活動を誘導する第二の手段である國際價格成立への道程を類推することは多言を須ひずして容易に行ひ得ることである。斯くの如くにして、傳統學說に存在する日々の勞働に還元して考へられる費用と國際市場に於ける貨幣で表現した價格との間の罅隙はうすめられる。

五 既述の諸批判は各種生産部門の

「提供價格」間の比較、即ち比較

的提供價格説によつて論駁し得る

二個の「提供價格」を論理的に探究することは、結局、比較の性質を探究することにならざるを得ない。我々が經濟活動——収入を産み出すことを問題とする限りかく考へざるを得ない。即ち、利用し得る生産手段が不充分であり、従つて之等の手段を利用し得る各種の用途を比較し、収入の目的を達する爲めに最も負擔の少い道を選ばざるを得ないからである。然し、今や我々は同一の單位尺度で表現した、即ち貨幣で表現した

比較を問題とするのである。従つてこの場合、労働に還元して表現された比較的生産費説に加へられた多くの批評は理由なきものとなる。その理由は、提供価格は次の如き結論を生ずるからである。即ち、(a)それによれば、生産活動及び分業の選擇に當つて——それが一國に限られた若は諸國間の關係の場合でも同様に——費用を日常労働に還元して考へることは不可缺のことではない。(b)二國間の財の物々交換の假説を無視することが出来る。然るに國際貸借支拂差額を輸出入財及び勞務にかゝはらしむるときはこの假説を無視することは出来ぬ。(c)二國間の三つ以上の商品の交換の問題、又は三國間以上の二商品の交換問題の場合の豫測不可能性をなくする。事實、第一の場合には、當事者は提供價格が最低の財を選擇して生産する。然るに第二の場合には最高價格を支拂ふ市場に財を提供しようとする。(d)最後に、之れは國際貿易の決定條件と各國內取引の決定條件と一致せしめ、結局理論を單純化せしめる。

(1) ハーバラー教授 Professor G. Haberler は巧妙にして更に多岐な論法によつて假説を徐々に排除して行き、論議を單純化し、之れと同様な結論に達して居る。

International Trade, London 1936, pp. 131 et seq 參照

之れを要するに國際貿易問題の理論的基礎は——之れを一層精緻に構成する必要はあるが——尙ほ、各國が其の提供價格を考慮に入れつゝ貨幣で表現された費用を比較することであると云ひ得る。其の理由は——貿易が成立する爲めの不可缺の條件は二財の效用（若は費用）の比率の相異にあるのであるが抑々かゝる貿易を論ずるに當つては——この條件が上述せる如く、取引が一國內に限られ様と諸國間に行はれ様と均しく、充されねばならぬからである。加之、この條件は、傳統學説に於ける様に、比較が労働に還元して表現された費用に限られ、之れが最も重要なものであると考へられる場合にも、或は又一層正確に、比較は貨幣費用（若は提供價格）の比較であり、之れは生産した財貨或は勞務が國內市場又は國際市場で一定の價格水準をもつことを認識しつゝ、人がその生産活動を選擇する爲めの前提的行動であると解した場合にも均しく充足されるのである。個別的な場合にも又一般市場價格の場合にも、提供價格に變化が生ずると、着手せんとする生産活動の選擇の上にも變化を生じ、それは必竟 サブイコンクンクンクン 補充生産の程度に應じて變化して來るのである。而して取引が海外市場を對象とする場合に

は、選擇はツラシイエニシナルエクスポートインダストリー輸出の程度に應じて變化するのである。然し之れは寧ろ傍論であつて、比較說そのものを左右するものではない。

六 國際貿易の理論は經濟變動理論

で補充する必要がある

扱て、比較的生産費説が凱歌をあげて登場し、如何なる檢査を加へても本質的修正を蒙らぬことを認めるとしても、(貿易の本質的條件である)本原則も又(貿易の結果たる)國民所得の増加と云ふ様な事項も、抑々如何なる因子が貿易及び其の紛亂に直接的影響をもつかと云ふ様な問題を決定することが出来ないのである。

大國が各種の具體的に可能な生産部門から選擇して生産を興す場合には、最良の成果をもたらす特殊生産物に力を集中すると考へることが出来る。果して然らば、其の國の利用せざる生産要素を先づ他國に移して後、之等他國から生ずる財貨と其の大國の特殊生産とは交換されることになる、然し比較的生産費の相異は、財貨の交換を説明はしても、この交換の直接の必然性を説明することは出来ない。一國內で二商品の生産費の相異が存在しても、國際的分業は行はれない。

何となれば、既述せる如く、國際市場に於ける財貨の貨幣價格は、政治的關係、通貨の相異、關稅、割當制等の多くの障害の爲めに、直接に貿易を引き起すことが出来ないからである。而してかゝる障害の例は日々増加しつゝあるのである。同様に逆の關係も起り得る。即ち(生産費の差異は常に存在して居るから)貿易流に隆替はあり得る。この爲めに比較的生産費の相異が前提條件である様な様相を呈する。然し生産費の差異そのものは依然として現存し、決して之等貿易流によつて混交されないのである。

斯くの如き事態に於ては、比較的生産費は、次の様の問題を説明することが出来ない。即ち、例へば、何故植民活動が國家存立の一定時期に現れて他の時期に現れぬか。何故に母國で利用されぬ生産要素はとり除かれ、他日母國より大きな生産性を發揮する—その理由付けは甚だ不十分なりとは云へ—と考へられる様な他地域の生産要素と結合させるのであるか。何故に自國の土地の生産性の増加をはかり、海外貿易を改善し、若は金融操作を爲す等のことをしないで、危険性を伴ふ植民地企業を選ぶのであるか。と云ふ様な問題を説明し得ないのである。

植民地建設の始末を忝べることによつて、歴史家は、母國に先づ、二商品の生産費に乖離を生じ、母國は一層利益のある商品に勢力を集中し之れを大規模に生産し、次いでこの商品を新植民地の産物と交換した事實を容易に認識するであらう。この事實を離れては何故に又如何にして、植民が行はれ發展したかを説明することは出来ない。一般的法則に満足せず一層深く問題を索らうと欲する人士は一層包括的な探究を進める用意がなくてはならぬ。即ち他地域若は他國と貿易關係を開始する理由と母國と他地域とに生ずる經濟變動との間に存在する聯繫を究明しなければならぬ。修正された國際貿易理論を經濟變動理論に挿入することによつて、吾々は極めて興味ある成果を期待し得るのである。

七 國際貿易は國民所得變動の調整作用を營む

一定期間、國民所得が増加の傾向を迎えることは疑なきところである。之れ即ち「好景氣」の時期である。この時期には一國消費者の購買力は増加し、消費者も「消費者收入」を絶へず増加させようとする。従つて、輸入品は増加し、之れに應じて輸入品と交換に支拂は

れる財及び爲替手形の價格は騰貴する。然るに若し、國內の物價水準が上昇した爲めに、證券及び財貨の流出が輸入品の増加と同じ割合で増加しないならば、貨幣制度が異なる爲めに、金は流出し、爲替相場は騰貴し、延いて割引率の増加若は同様な爲替操作が行はれ、結局國內物價の騰貴は——少くとも一定の財に就ては——急激に阻止される。即ち物價は又下落し一國の貨幣收入は減少の傾向を迎る。

上述の場合、外國貿易は物價騰貴に對し補正作用をもつ。即ち少くとも、一國が正當價格で財貨を輸入することが出来る様になる迄かゝる補正作用を營むのである。

逆に一國の總收入が下落の傾向にある時期がある。即ち、輸入は減退し、同時に物價の下落の爲に、輸出は増加し、其の國は相當の利益を收める事になる。この場合には、外國貿易は不況期に對する補正作用を營む。何となれば、輸出品の増加は國內物價の下落によつて減退した收入を増加する傾向があるからである。

斯くの如く結局外國貿易の作用は——其の發展手段がある限り——極めて重大なものである。一國の經濟狀態の時期を異にするにつれ其の作用も異なるが、不況

期の經濟機構にとつては最も直接的な利益をもたらず。即ち、物價が暴落し、國內市場での販賣は不利となり多くの生産要素も用ひられなくなつた時、そこに外國市場が登場することは生産回復の輸血劑として大に渴望されるわけである。加之、重要な技術上の發見及び生産方法の改良によつて非常に大きな利益を期待し得る場合には、結局生産費を今迄の低物價以下に更に引下げることが出來、其の生産物は一國市場の企及し得ざる様な廣範な市場をもつことが出来る。

八 貿易による補正作用がもはや效果

を現さぬ様になつた場合、國民所得下落阻止の爲めにとられる他の方策は逆の結果をもたらす

不況期には一國の輸出の増加は其の國の全收入の減退の程度に及ばない場合がある。其の理由は次の如くである。即ち、供給及び其他の生産費要素が固定して居て、物價を外國物價に對し充分に引き下げることが出來ぬこと。諸外國が關稅障壁若は同様な方策で自國市場を保護すること。或は、諸外國も既に不況に見舞はれ、其の購買力の大部分を失つて居ることなどである。かゝる不況時には又財貨・勞務及び資本の輸入は

輸出を超過し、その不均衡の結果、既に著しく減退して居る一國の總收入はますます減退の一途を辿るのである。

そこでこの不均衡を矯正する爲め、其の國は色々な手段を講ずる。而して其の結果は目指すところと反對であり、人工的に利用の機會を與へられた生産力は徒らに空轉を続け經濟機構に大きな害毒を及ぼすのである。

成る程、輸出が減退する一方、輸入は關稅の設置、爲替管理、許可制、割當制の爲め尙ほ一層減退はする。然し、國內市場の物價は上昇の傾向をとり、之れは明瞭に保護方策の結果である。——結局、依然物價の廉い諸外國向の輸出は一層減退せざるを得ない。失業は急速に増加し、之れが對策は富有階級の資本を貧窮階級に再分配する目的をもつて企圖された公共事業であると云ふ智慧のないものである。國內物價を國際物價に平行せしめる爲めに貨幣價値の切下も行ふ。然し效果はあがらないと云ふ始末である。蓋し、制限的貿易組織が修正されるに非れば、國內物價は遅かれ早かれ外國物價以上に上ることは明白である。斯くの如くして各國經濟の下降的螺旋運動はいつ迄も續いて

行くのである。

九 債權國に於ける「下降的螺旋運動」の根源

一九一五年、經濟狀態は保護關稅によつて危險な狀態に追ひ込まれ既に由々しき事態を呈して居た。比較的財貨及び生産要素の豊富な諸國から之等のものに乏しい諸國への輸出は阻まれ、市場は總て生産費は高く、而も過剰生産に悩み、次第に貧窮化への一路を辿つたのである。

經濟的分野に對しても他の分野に於けると同じく、戰爭は非常な影響を及ぼした。富を急激に再分配せんとして、多數の債務國は少數の債權國の反對を受けたのである。

扱て債權者はますます財貨や勞務を輸入することゝなつた。蓋し債務國は債權國に於けるよりも廉い費用で生産し得る財貨や勞務によつてのみ債務を履行し得たからである、

他方、若し支拂を金或は證券で要求するならば——即ち合衆國が歐洲の債務國に請求した様に、或は之等諸國が獨乙に請求した様にすれば——金及び證券價格の騰貴は各國に於て不可避である。而してかゝる

騰貴は二重の影響を及ぼす。即ち、(a)最も具合よく行つた場合を考へても、金或は證券で支拂を求める債權國への輸入は停滞し引いては減少するに至る。(b)通貨が不安定な債務國への輸入は減退する。

果して然らば、債權國がその輸入量を増加せず、唯一定限度に止め様とする場合でも、若し債權國が債務國に財貨及び勞務で支拂ふことを許容しなければ、遅かれ早かれその方策も「無力」となる。換言すれば財貨輸出の相手國が財貨に對しその國境を閉鎖する場合には所謂「信用はこげつく」ことになる。而して、こげ付き信用が多くなり、債權國が少くとも過去の負債を清算し將來の輸入制限に備へ得るだけの分量の財貨を何處かへ輸出する可能性を奪はれるならば、負債は著しい額に上ることになる。

この負債を整理する爲めに「債權國」は輸入を制限するかも知れぬ。然しかくすることによつて、輸入量を一定せんとする始めの意圖を踏みにぢる結果になる。而して其の結果は單にこれのみに止らない。

從來輸入して居た生産物は、今度は債權國內で關稅の被護の下に製造しなければならなくなる。之れは國內の生産費と物價とを高め、其の影響は今迄繁榮し

續けて來た輸出産業に迄波及するに至る。而して農業界には補助金を賦與する必要を生ずる。何となれば、農産物は其の高生産費の爲めに國際市場を支配するところが出來なくなり、生産者の收支もつぐなはなくなるからである。其國の全産業は、生産費と物價とが互に際限なく騰貴して多くの企業の存立を脅かすことなき様、調整されなければならぬ。然し、總ゆる注意をめぐらしても、次の段階には失業者が氾濫する。何となれば、割増金、補助金及び救済金等は結局生産費を高め、延いては總ての輸出に影響を及ぼすのである。蓋し、最初から債權國が輸入量を確保することをやらす之れを制限し、結局輸出を阻害し國際貸借上債務を持続せしむる様な方途をとるならば、國際支拂のバランスに擾亂的影響を及ぼすことは多言を須ひずして明らかである。

これに關聯して注意に値するのは、アメリカ工業者輸出組合 the American Manufacturers Export Association 刊行の「外國貿易と國內市場」Foreign Trade and the Home Market*と題する小冊子であるが、これにはアメリカ經濟の重要な要素が詳しく検討してある。即ち、官廳統計を引用して合衆國の失業の殆ど大

半は輸入の大減退の爲めであり、この輸入の減退が引いては輸出並各般の産業に影響を及ぼしたことが説明してある。合衆國の全外國貿易——輸出入總額——は一九二九年末の九十五億弗から一九三三年には約二十五億弗に減退した。——即ち約滿三ヶ年の間に三分の一以下に下落した事實に鑑みると、非常に多くの失業者が公共の扶助によつて生活するを餘儀なくされて居ることは異とするに足らないのである。斯くの如きが離隔政策を實行する國が受けた結果である。

然し、他諸國の經濟に就てはその結果は一層山々しきものがある。

一〇 債務國經濟の「下降的螺旋運動」

債務國に於ても其の赤字は外部的原因に由來するものである。債權國が債務國から財貨及び勞務を受取ることを拒絶した結果は、債務國の輸出の大部分は阻害され、閉された市場の重要性に應じて其の影響も甚大であつた。而して又債務國の通貨の安定性も脅かされるに至つた。蓋し、積立基金もなく或は在外債權も殆どなく、結局其の通貨をもつてしては貿易尻を決済することが出來ないのである。従つて輸入制限が、通貨と經濟體制とを安全に保護する神聖な目的——事實か

* Lloyds Bank Monthly Bulletin, January 1936 より引用。

ゝることは夢想に過ぎぬが——と考へられた。そこで未曾有の規模で色々な保護手段が構ぜられるに至つた。必要に応じて色々な工夫が次々と考案され、割當制、許可制、検査制、國産品強制使用等が現れた。

然し、債務國に於ても債權國に於けると同様に、國內物價は、少くとも賦課關稅額と同額に騰貴したので、輸出商品の量を増加することによつて——既に他國の保護政策の爲めいためつけられて居る——輸出業の危機を調整することは不可能であつた。輸入制限により一時的に決済することの出來た貿易尻の赤字は遅かれ早かれ再現するに至つた。従つて債權國でも——クレヂットの薄弱、貨幣で支拂の出來ぬ債務國への輸出の制限及び海外支拂尻を調整する必要から輸入の制限等により、結局、國內生産費及び物價を高め赤字を再現した爲め——又債務國でも——輸入制限によつて帳尻を整へ様としてかへつて輸出減退に二重の拍車を加へた爲め——絶へず各生産部門に亘つて生産力は不可避的に減退の一途を辿るに至るのである。換言すれば、それは失業防止の爲めの保護産業——その意味に於て虚偽産業——への泥沼へと各國を次第に追ひ込むのである。

かゝる運命の結果として、多大の勞苦を費してかち得た貨幣制度の回復は總て、保護手段の爲めに他の諸國より高くなつた國內生産費及び物價に強壓されて次ぎ／＼と崩壞したのである。即ち唯一の均衡回復手段たる輸出増加は不可能となつた。最近の貨幣的調整も同一の運命に遭遇したのである。之等の方策は「一應」の對策でしかなく、困難の根本的原因、即ち國內物價の騰貴、貿易尻の逆調を調整し得る程度に輸出を振興することの不可能、輸入制限による貿易尻調整の不可能等を除去するに非れば、結果失敗に歸せざるを得ないのである。

保護の最後の段階たる——貿易平衡 *balanced trade* は輸入費を最高に迄高める、換言すれば、國民經濟をますます貧窮化せしむる。

一一 市場が關稅障壁によつて閉塞された場合各國にとつて領土を有することの重要性

一國産業に適當な保護を與へんとしてかへつて國民經濟を貧弱化せしむることは結局、各國が自給自足を確保せんとして、如何に價格が高くなつてもこれを我慢しようとするところから來ることは注意すべきであ

る。扱て、原料が世界に平均的に分散して居ないことは先づ顧慮すべき事實である。従つて如何な大國と雖も一〇〇%の自給自足は出來ないのである。第二に、如何な強國と雖も、其の孤立政策を他國が眞似ぬ限りに於てのみ關稅障壁を設けて安心して居られるのである。然し若し強國の經濟的孤立主義が弱國をかつて保護主義をとらせるならば——即ち、殘存せる貯蓄と經濟體制を保持せんとしてとる夢想的な方法に過ぎぬけれども、兎も角自衛の目的からかゝる行爲に出ずるならば、強國の安全は脅かされることになる。

貧窮國が自給自足制をとることを迫られるや否や、之等諸國は何等かの原料を生産する領土を所有することが絶對的に必要になる。外國貿易が自由に行はれ得る限り、領土の所有は大して重要でないが——各國が各々其の國境内に蟄居する様になると極めて必要なものになる。かゝる場合には「禁斷の土地」を求めるところは、もはや時々云はれおる様な政治的帝國主義のレツテルを貼るべき性質のものではない。それは富有國のとつた不合理な政策の爲めに生じた焦眉の必要である。即ち一國の經濟を次第に絞首しつゝある輪をつき

破らんとする努力なのである。而も強力的に打破せざるを得ないものである。かゝる努力が止むを得ず招徠する結果は富裕國の利益と直接的に衝突せざるを得ないのである。

斯くの如き生活手段の必要性に鑑みる時、生存資料を保持しながら他に與へ様としない國から之れを得んと望む各國に之れを確保せしめ、而も購買國の能力及ばぬ様な馬鹿に高い値段つけ、足らざる國を不利な状態に置くことを止めるに非れば、如何に再軍備をや、如何に同盟制度を作り、極めて巧妙な法律文言に作られて居る——かの一國に對する共同制裁制度を設けても世界に平和と平靜をもたらすことは出來ない。

他方に於て、如何に領土が廣大でも如何なる國に對しても他國民が移住し得る様に其の領土を犠牲に供すべしとは云ひ得ない。

問題はこの點にあるのではない。それは相當の値段で商品を購入し得る國には何れの國の商品も手に入れる様にすることに於て、之れは貿易障壁を引き下げることによつて爲し得るものである。而してこの手段は保護主義國にとつても亦有利である。然るに之の點を忽諸にする時は、自然の恩恵極めて豊かな國も尙ほ害

を蒙らざるを得ないのである。若し富裕國が問題の核心に撤して之の問題を處理しようとするならば、相當の犠牲を拂はざるを得ないことを知るであらう。然しこの犠牲は少くとも無血の犠牲であり、如何なる場合にも今日行はれて居る様な各國こぞつての軍備及び貿易障壁の如き犠牲よりも安價である。

誠に皮肉にも——從來、古風陳腐な講壇理論と考へられて居た——自由貿易の必要性は今日程緊急なるはないのであつて、之れが諸國間の總ての了解を成立せしむる必要條件であることは、事實が明白に物語つて居るところである。

この障壁が斷然遠く棄て去られるに非れば、戰爭の危険は常に逼迫状態にあるであらう。富裕國が純然たる利己主義から脱して高關稅障壁を撤廢するに非れば、各國は狂氣の如く飽くことなく領土擴張に努力し、國際協調に對する懷疑を表明するであらう。

協調に代るものは常に帝國主義である。而して、最も協調の責に任ずべきである諸國が自己の優越感を主張するに於ては、苟も多少の批判眼を持つ者は何人も否む様な不合理な状態に世界を追ひ込むことゝならざ

るを得ないのである。

綱紀の弛緩、私利私慾、政治的合從連衡の悪影響、斯くの如きは實に全世界、就中歐洲大陸が苦悶しつゝある混亂の原因なのである。

一二 生産要素輸出の契機としての植民活動

長期の不況を緩和若は終熄せしむる爲めの諸工作——例へば、國內の物價政策、金融操作、外國貿易の振興——が實行不可能若は不成功であると云ふことが判つた時、植民活動こそは、有效な救済策として期待をもつて取り上げられるものである。植民活動は個人が行ふ場合でも或は國家が行ふ場合でも、利用されずにある生産要素に算盤のとれる働口を供給する様な土地、即ち母國の富を具體的に増加する様な收益をもたらす土地を獲得することが眼目になる。

之れは事實によつて證明されて居るところである。今は現代の不況の特質をなす現象のみを考へたのであるが、植民史から見ても、植民事業が長期の不況に端を發することは矢張明かである。この時期の特徵は利潤の減退である、而してこの減退を阻止せんが爲め、生産物の獨占(所謂「植民制度」コロニヤリズム)によつて植民地の搾

取が行はれるのである。資本主義の段階が更に進むと、不況期には生産手段は廣く活動を休止し、國家は財政上の損失を社會の各階層に分散しようと大いに介入して来る。特殊事情による多少の例外はあるが——生産目的の爲めの植民は母國の不況期に始められることは事實が證明して居る。即ち各國と比較して生産費にひらきがある場合、つまり植民事業は生産要素の能率を増加せんとして起されるのである。最近の植民の事例、即ち日本・伊太利及び——實質的には——獨乙の例は以上のことを證明するものである。

かゝる歸納的證明力をもつこの理論は、可成重要なものである。何となれば、之れによつて植民事業の經濟的性質を確定することが出来るからである。一般に公共的性質をもつかゝる事業——何となれば之れに伴ふ非常な危険は國家組織にして始めて爲し得るところであるから——は結局、輸出「奨励金」の如きものである。然し、この「奨励金」は國際市場で急速に利潤を收める目的で財を輸出せしむるものではなくて、母國で活動を休止して居る生産要素を輸出せしめんとするものである。従つて植民活動は生産要素が植民地に移された時に自立的に活動することが出来、延いては

貿易を有利に轉回して、植民目的に母國が費した費用を返還することだけを期待して行はれるのである。

この「奨励金」の性質と規模は國家が植民地に與へる、旅行に對する便宜の様な簡單な補助から、國家が必要と認めた時には敢て起す様な戰爭に至る迄千差萬別である。補助はごく短期間與へられることもあるし又植民地が自立し得る迄繼續的に賦與される場合もある。而して其の性質は如何あらうと、奨励金の賦與は三つの異つた種類の現象に伴つて居るのであつて、この三方面の探究は最非必要である。即ち換言すれば、(a)母國に於て——課税・公債・貯蓄資本の使用若は信用の獲得等により——必要な資本を、不況の段階から丁度脱却したばかりの國から集めて來る結果現れる現象、(b)資本・財貨・勞務の移動——即ち當分の間其の國の貸借對照表上一、方的取引としてのみ現はれる移動、何となれば、この移動に對し植民地からの支拂を豫想出來ぬからである。——の結果として母國に現はれる現象、(これ等の現象の中には勞働者を失ふこと、竝植民地に向けられた資本の配當を失ふことなどがある。) (c)農業・工業・商業に生産要素が流入して使用される結果植民地に現れる現象、而して多くの場合に

は資本及び熟練労働者の如き他の生産要素が不足する結果、他國から之等のものを仰がざるを得ないものである。

以上の中最初の二現象は大規模な公企業の設立と管理との爲めの費用に關するものである。而して多くの私企業若は國家補助を受ける事業は公企業に追従し依存しつゝ存立し得るのである。第三の現象は植民地が期待し得る直接的若は將來の利益を意味するものである。

如何な經濟問題を理論的に考究するに當つても以上二つの様相は必ず考慮すべき點である。關稅に關しても、農業に關しても又金融に關しても母國の對植民地政策の一般的な問題と云ふものはないのであつて、問題はそれ／＼獨特のものである。従つて色々な理論的考察を加へた後に非れば各國と其の植民地との關係を論じても無駄である。而して考察すべき理論とは國際貿易理論の修正、經濟變動理論との關係、植民活動の性質の決定、又斯くの如き活動の第一階段並其の後の發展を特色付ける諸現象の研究などである。何となれば、母國と植民地との關係は、たゞ／＼其處に勃興して來た特殊利益に壓迫されて單に生ずるものと見るべ

きでもなく又、更に悪く、他國の採る政策に壓迫されて單に生ずると考へるべきでもなく、寧ろ既得の知識體系からの論理的歸結として理解すべきである。

第三章 母國植民地間の關稅政策原理概説

一 保護政策論

(A) 經濟的自給自足

保護主義への復歸は母國と植民地との間の貿易流に著しい影響を及ぼした。一八七五年以降關稅政策の三つの型がそれ／＼同時に行はれた。即ち、(a)同化關稅組織（母國關稅の組織を植民地にも及ぼすもの）(b)母國植民地間の移出入自由組織、(c)特惠關稅組織之れである。加之、新に領土を獲得した國は之等新植民地と貿易を開始することが必要になる。

關稅政策問題は先驗的解決を許さない。各國は、如何なる組織が植民地貿易に最も有利であるかと云ふ具體的問題を提出する權利がある。然し、この間に答へる爲めには、眞理の假面の下に提出される保護主義辯護論を検討する必要がある。

保護主義論の第一のものは全部的若は一部の經濟獨

立論であつて、科學的論議の對象たり得ないものである。この論の價値はともあれ、之れは國際貿易より生ずる大部分の利益を少くも犠牲に供することを豫想するものである。然し、この論の政治的根柢は明かに不當であるが、尙ほ經濟的には根據のある議論であると思ふ者がある。彼等は經濟的自給自足論に王座を與へんとして、比較的生産費說を越えこより出る結論の修正若し否定を試みる。然し、初期の比較的生産費說批判はある程度迄眞であつても、比較的生産費說にある修正を加へることによつて之等批判は克服されるものであることは既に我々が觀察したところである。最近の批判もさして重要視すべきものではない。

オーリン Olin 等の學者は新學說を立て比較的生産費說は捨て去るべきであると主張して居る。新學說とは各國は比較的生産費が最低の財の生産に特殊の力を集中するものである。即ち、比較的に多量に存する生産要素を活用して生産出来る財に力を集中すると説くものである。然し、この學說は「比較」及び「特殊化」と云ふ様な概念を使用することによつて、一たん戸口より追ひ出した比較的生産費說を窓から再び入れて居ることは多言を須ひずして明かである。

又ある有力な學者は比較的生産費說を捨てながら之れに代るべき理論を取扱つて居ないのである。彼等は單に否定し——そのまゝ——保護主義への移行と經濟的自給自足の確立を正當化しようとして論歩を進める。然し、かゝるやり方は理論的見地から見て不健全であるばかりでなく、實際上に於ても全くの忘恩行爲と云ふべきである。抑々各國の諸財の比較的生産費の割合に差異があると云ふことが經濟問題に關する限りでは正しく、之れが一國の經濟活動を農業から工業に移すことを確實ならしめ、且かゝる轉化過程に於て一層有力な諸國からの競争に對抗せんとする保護主義を正當化せしむる極めて有力な論據である。

二 (B) 關稅戰爭に於ける關稅の有利なる利用の可能性

新保護主義の爲めの第二の擁護論は、關稅——或は一般に保護障壁——は他國の關稅を讓步せしむるに役立つと云ふことである。貿易平衡主義に先立つて「最惠國條款」が必要な場合に實施されたのである。然し最近の理論によれば、この條款は——適用されたとしても——各國がそれ／＼全貸借支拂表を考慮に入れて關稅を「協商」しなければならぬと云ふ最近の要求を

充すものではない。従つてかゝる協商の成功の爲めには、一國の關稅の方が「最惠國條款」よりも價值ありとするのである。

然し之等の考へには多くの混亂がある。即ち、輸入品に課稅する國は、他の總ての國が其國の輸入品に課稅した場合に生ずると同量の損失を蒙らねばならず、従つて、二三國或は一國だけが課稅した場合より大きな損失を招くことはつとに知られて居るところである。

加之、「關稅戰術」の爲めにする場合を除けば——一國が關稅を課するのは自國の生産能力の將來の發展若は工場の改良と言ふ様な何か具體的な利益を目標として爲すのである。而して之等の利益は、課稅することにより生ずる經濟的損失を償ふばかりでなく、場合によつては多かれ少なかれ永久的な利益を遺すものである。

以上の様なことに鑑みると、世界の他の諸國の關稅障壁を低下せしむる爲めにある國が先づ自國の關稅を低下すると云ふが如きことは甚だあり得ぬ様に考へられる。即ち、この際提供される利益は、他諸國が各自の關稅から期待する利益に比較して極めて少な過ぎるのである。而して協商も殆ど或は全く効果を奏しない

場合が多い。而も、關稅が一たん課せられるや、其れより生ずる損失は不可避である。

たゞ例外的の場合にのみ、輸入稅から些少の利益を收めることが出来る。即ち、それは他の諸國の地位がこの保護主義國に比較して斷然劣位にある場合である。

斯くの如き場合は、非常に廣大な國であつて、外國產物に輸入稅を課し、而も其の本國品の價格は國際市場では下落し國內市場では騰貴する様な時に生ずるのである。之等内外二價格は均衡の状態では一點に落着く傾向をもつものであるが、この二價格の比率は、今交易する商品の需要供給の彈性が兩市場共等しいとすれば、當該國の廣さと國際市場の廣さとの比率に一致するのである。¹⁾

(1) T. E. G. Gregory, *Tariffs*, Chap. VII. A. Cabiani.

Scambi internazionali e politica bancaria, Turin.

Bocca, 1920, Chap. VII, sec. 1 and 2.

R. F. Harrod, *International Trade*, London, Nisbet,

1933, pp. 188-91.

Barrel Whale, *International Trade*, London, Thornton

Butterworth 1934, pp. 66-8, 134 et seq.

この場合には、關稅は禁止的でなく、多くの國內の

消費者は其の必需品を外國市場から廉價で購買を續けるであらうから、關稅を賦課した國は、若し輸入額が關稅があるにも拘らず國內の生産額を超過し外國産物の低價格が國內生産物の費用の騰貴を中和してくれるならば、その方が利益であることを知るであらう。

例へば、ある國の生産費が騰貴して生産物單位當り五となり、且、外國品の價格が關稅の爲めに單位當り一になるならば、僅な利益でも收める爲めに諸外國からの輸入額は、國內生産額の五倍に達せざるを得ない。然し、假令かゝる利益が存在するとしても、元來關稅を利用しようと欲して居る國がかゝる些少の利益を放棄したところで、他國をして各々の關稅を放棄せしむる誘因となるとは思へない。

次の様な場合の方が一層普通である。即ち、ある商品の輸出に對し殆ど獨占的地位にある國、——詳言すれば其の商品の提供に關しては獨占的地位にあるが、其の國をして最高の純利を與へる様な價格を頭初は定めさせない様な市場をもつて居る國——は、他方に於てある商品の輸入に對しては極めて弾力性のある需要をもつものである。かゝる場合、輸出は次第に固定するに至る。何となれば、國際市場から低價格での提

供が引上げる（例へば、伊太利のある農作物の提供に對し西班牙の提供が及ぼした影響の如きものである。）か或はある部分の消費者の需要が枯渴するからである。若し一國がある商品の弾力的な輸入に課税するならば、輸出される國內生産物の價格は騰貴し、結局、弾力的な輸入は減退する。而も輸出は依然として固定して居る。従つて、其國は輸入税の負擔を他國に轉嫁することが出来る。それはつまり關稅が課税品の國際市場價格を低下せしむるか、或は他國の輸出が減ずるため前より量は少くなるが尙ほ安價で品物を輸入することが出来るからである。

然しこの場合とても、他國の劣位を矯正せんとするかゝる努力が無條件に他國をして其關稅を低下せしむる力があるかといふと疑はしい。従つて、それ自體大した重要性を持たぬ例外的事情に基礎を置く保護主義者の論議は、決して貿易政策に關し依據し得る導標たり得ないのである。

經驗は以上の立言を實證して居る。關稅戰爭は常に山々しい誤解を醸成した。自國産物に對する市場を確保せんとして各國は「最惠國條款」と云ふ手段に依據せざるを得なくなつた。然しこの條款があつても實際

上大して關稅は引き下げられないのである。——即ち之れは二國間直接的協定若は諸國內の將來の關稅低下を希望しての協商に過ぎないのである。

「經濟封鎖」廢止後、最近英國と清算協定を結んだ伊太利の場合には正しい觀念と調和するものである。長期的な清算協定に不可缺の條件は、貧窮國に對する債務を辨濟することが出來、且諸國から其の輸出貿易に必要な原料を獲得し得る様に好調の貿易バランスを持つことであることは自明のことである。一九三六年及び一九三八年の英國との協定では、伊太利は自國に有利な輸出最高額を協定した。清算は保護手段を破るものであると云ふことが出来る。現在國際貿易が營まれつゝある不合理な状態が存続する限り、この最高額の協定は「最惠國」條款に代るものと云ふことが出来る。

三 (C) 支拂差額を平均化し生産要素の使用を増進せしむる手段としての關稅

最後に、保護論者の二つの密切に關聯を持つ議論に一瞥を與へる必要がある。即ち、(a)輸入税は逆調の貿易バランスを調整する、(b)輸入税は國內の生産要素の

使用を増加すると云ふ主張之れである。

扱て先に分析した理論によると、(關稅による)輸入の減少は國內市場の生産費と價格とを高め、必ずや、輸出の減少を來たすものである。従つて、關稅は貿易逆調を整することも勞働市場を増大せしむることも出來ぬと云はねばならぬ。之れに關し、ミルはこの理論を次の様に定式化して居る。即ち、「生産物に對する需要は勞働に對する需要ではない。」と。The demand for a product is not a demand for labor. 實際上次の二つの假設の間の區別を明確にして置かねばならぬ。即ち、生産要素を利用して得る報酬が保護を受ける商品の國內市場の價格の騰貴並國內市場に於ける之等商品の生産者の所得の増加の割合に比例して増加するならば、從來の輸出額は維持することは出來ぬし、貿易のバランスも調整することは出來ぬし、従つて生産要素の使用も増加することが出來なくなる。

然し、從來使用されてゐる生産要素の報酬が國內市場に於ける價格並所得の増加に伴つて増加しないならば、輸出は輸入が減少しても尙ほ依然繼續することが出来る。而して從來輸入品の爲めに費された所得部

分は國內市場向の商品生産に向けられるであらう。かくて全所得は増加し貿易バランスも平衡を得るであらう。

然しながら、かゝる結果は次の様なことを代償として得られたものなることを注意しなければならぬ。即ち、(a)労働者の生活水準は低下し、労働者の所得は價格の騰貴に平行して増加しない。(b)保護産業にばかり生産要素の使用が集中する。(c)政府は一定輸入業者の利益をのみ擁護することになる。等である。即ち、輸出を維持して得た究局の結果は多くの商品の輸出を阻害して得た結果と異らざるものとなり、「下降螺旋」は債權國でも債務國でも均しく進展することになる。

四 通貨の整理——保護主義不可避の結果

以上に考察したことは、同時に經濟的並社會的性質をもつものであるが、以上の様な點に鑑みて諸國の責任當局者はもはや貿易バランス調整の目的で關稅にたよることはなくなつた。即ち、彼等は通貨を整理してこの問題を解決せんとするに至つた。彼等は通貨の整理は通貨收縮よりも望ましいと考へたのである。何となれば保護は結局通貨收縮を招徠し、而もデフレ-

ションは多くの場合何等効果的なものでないからである。

(1) 何故にデフレションの期間、完成財の價格が總て同一割合で減退しないか(ある消費者は購買力を失ひある者は之れを保持する)又は何故に手段財の價格——一方に於て資金及び利子、他方に於て俸給、年金、債券利子——が暴落を喫しないかと云ふ様なことを探究するのはこゝでは問題でない。兎も角、不況時代には經濟活動は沈滞し受取勘定は減少し政府の負債は増加する。この増加は利率引下の努力と矛盾するものである。之れは國家が經濟生活の特殊部面に介入する場合必然的に生ずる多くの矛盾の一例である。

平價の切下げは外貨で表した其國の貨幣購買力の減少を意味する。外國に於ける購買力の増大は輸入を促進し輸出を阻む。而して國內貨幣購買力の切下げは貿易のバランスを平衡せしむる作用がある。

ある國が通貨の平價切下を爲して之れが長く効果を保つ爲めには少くとも三つの條件が不可缺である。即ち、(1)輸出が他國の高關稅によつて阻まれざること。若し高關稅が阻害されれば元の木阿彌である。(2)外國も報復的に其の通貨の平價を切下ざること。然らずんば再び事態は元にかへる。(3)國內市場の生産費と價格

とが騰貴して輸出を阻害せざること。これである。通貨を「整理」した多くの政府が爲す様に、輸入税を法律上引下ぐることにはある程度迄容易にバランスを平衡せしむる役立つものである。

この際何によらず新に保護手段を採用することは、國內物價と收入額を高め、平價切下の効果を破壊する危険がある。抑々平價切下の如きは屢々實施し得ざる對症策であることは明かである。而して支拂超過にある貿易バランス調整の手段として傳統的な切下策の如きは考へることが出来ない。

然しこゝに括弧書して置かねばならぬことは、伊太利がリラを整理したにも拘らず、經濟封鎖が實施されて後二三ヶ月迄は依然「最惠國條款」による商業政策を續行することを得たことである。加之、經濟封鎖解除後も、貿易平衡の状態が繼續したから、外國貿易關係の革新の必要條件は「信用の平衡」なることが主張されたのである。假令リラの平價を切下げざるを得なくなつたと云へ、伊太利は國際貿易流の中に一役を買ふ機會を歓迎した。

(1) F. Spinedi, La resistenza corporativa all'assedio economico, in *Giurisprudenza e Dottrina bancaria*, March-

April 1936, p. 41 of the extract

抑々通貨の整理は保護主義の結果であり、保護主義に之れ以上據ることの出来ぬ限界點——實際、保護主義の危機の點——であるのであるが、この場合保護政策の精神的法律的方面は尙ほ度外視して居ることは注意を要する點である。疑もなく、平價切下は契約履行を回避する手段となり易い。然し、價格を騰貴せしむる傾向のある保護主義の政策は通貨收縮、或は金供給量の年次的變化と同様に契約履行に危懼を生ぜしむるものであるが、唯兩者の異なる點は保護主義の悪影響は一層緩慢に現れ、従つて直接的打撃が少い點であることは注意を要する。然し、結局、近代國家の經濟的若は財政的安定性が法律成文上の安定性と一致することは稀であることは銘記すべきである。

要するに法と經濟とは互に補完し合ふべきものであつて、一方の要素のみが絶對的地位を占めるものではないことは注意すべきである。最近數年の情勢を見るに經濟的部面を精神的、法律的若は政治的考慮に従屬せしむる傾向がある。多くの國は往々にして、如何なる場合に道德・法律・政治等を強行し得るかと云ふことを明白に考へずに——即ち法律に關しては之れを強

行するには一般社會の協力を期待し得る時にのみ許される——過度に之れを行ひ法規によつて經濟法則を擾亂したのである。假令かゝることが成功してもそれは一時的に過ぎぬ。即ち、社會が法律的制限に耐へられぬ様になるや否や、之れが拘束を急激に破壊し、具體的に其時代的場所の事情によつて定まつて居る社會生活に基く總ての契約を無効なしらめるに至る。

(1) *Giorgio Del Vecchio, Diritto ed Economia, in Rivista Internazionale di Filosofia del diritto, Year XV, No. VI, p. 35 of the extract*

扱て以上述べ來たつたことに關聯し、諸國が關稅の賦課よりも寧ろ平價切下を選ぶと云ふことは、結局新保護主義理論が何等充分の基礎をもつものでないことを證明するものに外ならぬことを指摘する必要がある。

五 組合國家に於ける母國植民地

貿易の組織

扱て、吾々は次の質問に答へる段取となつた。即ち如何なる母國植民地間の貿易組織が組合國家にとつて最も適して居るかと云ふ問題である。

最近發表した諸研究で吾人は組合主義經濟に基く次

の様な諸原則を指摘した。即ち、種々の危険、従つて又浪費の排除、全體的利益保護、市場の實際狀態の尊重之れである。之等の原則はこの組織の弾力性を示すものであり、外國貿易は國家の一機能と考へられ、かゝる見地から統一的な統制を受け、私人の利益に追従しないのである。

(2) *Lezioni di economia corporativa Vol. III, part II; Cedam, Padova, 1937. Economie planifiée et Economie corporative, in Revue Economique Internationale, January 1938. 參照*

輸出入統制の掌に當る單一機關は、各種の國內生産物の生産費間の割合が國際市場に於ける同一生産物の價格間の割合に均しくなる迄、即ち換言すれば均衡狀態が出來る迄、輸入を促進し輸出を制限し得ることは明かである。而して、然る後に——嚴格な自由貿易制度の下で——この均衡を維持することは困難でない。然し、諸強國が經濟計畫を實行せんと努力するも之れを阻害する色々な理論上及び實際上の事情があることを知らねばならぬ。そこで具體的現實を直視する組合主義國家は一般的にせよ特殊的にせよ何ヶ年計畫と云ふ様なものは作らず、一定原料を獲得する必要と外國

市場に於ける大購買者としての伊太利の地位を充分に活用出来る様な有利な條件を確保することの必要から其の行動に一定の統制を加へると云ふ行方をする。

外國貿易の計畫化の困難さを理解すれば直ちに各國——植民地も含めて——との貿易組織の原理は充分明かになる。

植民地市場に關しては、先づ母國からの輸入品に對する特惠制度が特に注意すべきものゝ様に思はれる。關稅は財政的目的からのみ之等の商品に課せられる。而も植民地が進歩するに従ひ廢止すべきものである。何となれば植民地はそれが發達すれば別に更に便利にして豊富な財源を期待し得るからである。

(1) フアシスト植民協會刊の優れた著作 *Annuario delle Colonie Italiane per il 1936* 中の資料參照、官廳資料を簡單にのべてあるものに *Enrico Bartolozzi: Scambi commerciali fra l'Italia e la Colonia Italiana, Rivista di Agricoltura Coloniale, December 1935*

第二に、植民地に流入する外國品に對する輸入税は、母國から遠く距つてゐる領土に一定限度の經濟的自主權を確保する目的の爲めにのみ賦課すべきものである。然し、一たんこの目的が達成された上は、——

植民地が發達して主な商品に就ては自給自足し得る様になつた上は——植民地市場を母國の爲めに確保せんとする方針をとることは誤である。かくては舊商業政策の誤謬を繰返すことになる。

他方に於て、植民地に於ける低費用の生産活動の組織は極めて大切なことである。何となれば、斯くの如き生産活動は適當な分業によつて母國の生産活動を補充し、且母國をして最も有利な生産にその精力を傾倒することを得しむるからである。

植民地發達の第一段階が完了し次の段階に入ると、植民地では大規模輸出に適する商品の生産が發達し、母國にとつて一層の富源となる。而して、母國としては植民地からの輸入品にはごく些少の關稅、それも奢侈品のみ之れを課すことが出来るだけである。何となれば、若し植民地産物が既に一般に消費されて居る場合には、關稅・制限・獨占等による如何なる價格騰貴も生活費を高め、その損失は關稅から直接得る利益より遙に大となるからである。

勿論以上のことは一般的議論であることは云ふ迄もなく、詳細な點は將來の研究にまたねばならぬ。然し要するに、自國並諸外國の經驗に鑑みて大體の見解を

明確にして置くこと云ふことが大切である。

保護主義の發展と關聯して重要なものは、フアシズム登場以來、債務國なる伊太利が戦前の通商條約政策に復歸したことである。

抑々伊太利は割當制及び貿易平衡制を採用した最後の國であつた。然し結局、伊太利は世界的な保護貿易制度が伊太利に課したどう／＼巡りの精力の亂費から已れを解放することの必要なを知つたのである。

伊太利は今や、世界各國の無茶苦茶なやりかたが阻まれて、理性的に行動する明智の將來が必ずや來ることを期待して居るのである。伊太利の經驗は極めて重要なものである。蓋し伊太利は一層富強な諸國が達着したと同じ様な有爲轉變を既に嘗めて來て居るのであつて、而もその得た經驗は如何によい意圖をもつ國でも之れより強い國が行ふ保護政策に抗することは無益であることを物語つて居るからである。

加之、之れは保護制度が一定の限界點に達するや保護主義を採用する國では大デフレーションが起るか或は海外市場での位置を保持する爲め平價切下を行はざるを得なくなることを證明して居る。保護主義に斯くの如き限界點が不可避であると云ふことは、國民經濟組

織の均衡は保護制度の下では金融上の大損失、生産要素の廣範な活動休止を伴はずには行はれ得ぬことを示すものであつて、正に保護主義は生産要素を活動せしむると云ふ理論の逆である。

從つて、天恵の比較的薄い諸國は之等の損失を補填せんとして他地域に原料を求めるのである。而して原料こそは自國の勞働者及び資本と共に財生産に必要な要素を爲す。

今日の經濟的植民問題は、原料分配に關する古くからの困難の新らしい姿である。確に現時こそ各國——殊に他國よりも富源に恵まれて居る諸國——がこの問題をうまく解決する爲めに協力すべき好機である。而して之れは國際貿易を容易にし延いては總ての國がその精力をそれ／＼の國を益するのみならず人類全般の福祉となる建設的活動に盡すことが出來る様にするこ

六 解決の鍵は大「債權國」の手中にある

アメリカ政府の當路者中、國務長官ハル Condit Hull 程、この問題には唯一の解決方法があつて、而もそれは——以前にもまして——アメリカの利益と全

世界の利益とを兩立せしむるものであることをはつきり認識して居る者はない。其の解決方法とは合衆國に大量の輸入を許し、以て輸出増加に資し、引いては同國の富を増加せんとするものである。

若し、かゝる革新を通貨の不安定な、信用力の乏しい、原料に乏しい小國が試みるならば、當該國は結局没落し、而も他國はさしたる利益を収めることは出来そうにもない。然し、この政策を更に強大な國が採用するに於ては、國內問題——就中失業問題——の解決に非常な寄與になるばかりでなく、世界の貿易に確かに影響を及ぼし、他國も之れに倣はざるを得ない様な前例をのこすことが出来るのである。

抑々、一國が其の努力と方正な行爲とによつて高度の文明に達すると、其國の活力の擴張力によつて他國との接觸の綱目は一層廣く一層緊密になることは歴史が證明して居る。従つて其國の採用する政策は總て、假令國內的理由のみから採られたとしても國際的反映をもつことになる。而して其の反映は經濟力の劣つた國程強く響くものである。

この理由は次の如く説明することが出来る。即ち、大企業は其の安定性と有利な地位とによつて、他の比

較的重要ならざる企業を發生せしめ之れと接觸しつゝ、保持して行くのであるが、大企業は突發的に孤立政策をとり、外界との關係を少くし、或は全くその關係を絶つことがあり得るのである。かゝる場合、疑もなく、大企業は假令以前の様に之れを存続せしむる資源をもつて居ても、先づ第一に苦しまねばならぬ。然し小企業は遂にひどく苦境に陥入る。何となれば、小企業は其の最も必要とする資材をも充たす手だてを奪はれるからである。反對に、若し大企業がその排他政策を破棄し、外界との關係を回復するならば、それは疑もなく自己の富を増加し——自ら利益あるばかりでなく——他の者に一層大きな利益與へることが出来る。何となれば彼等は生活必需品を絶へず求める必要がなくなるからである。

以上考察した事は、今日の様に原料分配の不公平が——地理的理由よりは政治的理由の爲めに——未曾有に甚しい時に於て、國際市場裡の各國經濟にあてはめて考へることは一層重要なことである。

眞面目、平靜に云つて、世界の最も富裕強力な諸國が履行を誓ひ得る唯一の平和の望みは大規模な國際貿易の回復であると斷ずることが出来る。全世界は強大

の頂點に上り、かゝる地位に附隨する責任を自覺する各國から之れを期待して居るのである。

而してこの方面に既に決定的一步を踏み出したことは、合衆國と玖瑪、加奈陀、最近には英國との間に結ばれた條約に窺ふことが出来る。而して之等の條約は何れも關稅讓歩に關する相互條項を含んで居る。かゝる傾向が根強く現れて來たのは、當事國が自國の利益を踏したからではなく、寧ろこの政策が從來のイディオロギ―と衝突することなく、各當事國の望む目的を危殆ならしめない點にある。

實に、之れこそ世界が何十年もの間待望して居た常識の確認であり、歴史の教へる賤な教訓によつて證明され、今日我々が諸國並諸國民の間の平和的關係を建設する爲めの唯一の堅實な基礎として當面して居る單純な眞理の認識なのである。

この眞理は深い研究から現はれて來る。而して之れは決して時間の空費ではないのである。それは現代の極めて生々しい現實の探究である。挫折せざる氣力と世間に多い目先の小利に惑はされず妥協的態度に墮入ることなき、精神をもつ者のみが着手し得る探究である。